

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	1,200,000,000
計	1,200,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成18年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成18年6月27日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	531,664,337	同左	東京証券取引所 大阪証券取引所	—
計	531,664,337	同左	—	—

(注) 東京証券取引所及び大阪証券取引所の市場第一部に上場しております。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

当社は旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定ならびに平成17年6月24日開催の当社第101回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を平成17年8月23日に無償で発行しております。

	事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の数(個)	389(注) 1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	194,500(注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1個当たり500 (1株当たり1)(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	平成17年8月23日～ 平成37年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権者は、当社の取締役または執行役のうちそのいずれの地位も有さなくなった日の翌日から1年経過した日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年を経過するまでの間に限り新株予約権を行使することができる。 ②前記①にかかわらず、平成36年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えた場合には、平成36年7月1日より新株予約権を行使できるものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成18年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成18年5月31日)
新株予約権の行使の条件	③新株予約権の全個数または一部個数を行使することができる。但し、各新株予約権1個当たりの一部行使は認められない。 ④新株予約権の行使のその他の条件は、取締役会または取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定する。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。但し、新株予約権者が死亡した際の当該新株予約権の相続人または受遺者への移転を除く。	同左

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割または併合の比率

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとする。

当事業年度末に当社の執行役（常務）を退任した2名に割り当てられた新株予約権の内、6個（3,000株）は返還されております。

2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は1円とする。  
新株予約権発行日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げる。

調整後行使価額=調整前行使価額×1／分割または併合の比率

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとする。

### (3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減額 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成15年8月5日 (注) 1	174,008,969	531,664,337	—	37,519	78,158	157,501

(注) 1 ミノルタ株との経営統合による株式交換の実施に伴う新株発行によるものであります。

(交換比率1:0.621)資本金組入額 0円

2 平成18年5月11日開催の取締役会において、資本準備金を21,908百万円減少し、欠損てん補することを決議しております。

(4) 【所有者別状況】

平成18年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数500株)							単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他	計
					個人以外	個人		
株主数(人)	—	114	37	460	404	9	23,044	24,068
所有株式数(単元)	—	461,608	8,598	37,379	440,355	14	108,555	1,056,509
所有株式数の割合(%)	—	43.69	0.81	3.54	41.68	0.00	10.28	100.0

(注) 1 自己株式825,124株は「個人その他」の欄に1,650単元及び「単元未満株式の状況」の欄に124株含めて記載しております。

2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ82単元及び57株含まれております。

(5) 【大株主の状況】

平成18年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	50,183	9.44
ザ・チャース・マン・ハッタン・バンク エヌエイ・ロンドン (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	Woolgate House, Coleman Street London EC2P 2HD, England (東京都中央区日本橋兜町6-7)	35,379	6.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	31,322	5.89
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	15,494	2.91
ステートストリート・バシク・アンド・トラスト・カンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	P. O. Box 351 Boston, Massachusetts 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6-7)	13,019	2.45
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	12,009	2.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井アセット信託銀行再信託分・株式会社 三井住友銀行退職給付信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	11,875	2.23
野村信託銀行株式会社 (退職給付信託UFJ銀行口)	東京都千代田区大手町2-2-2	10,801	2.03
大同生命保険株式会社 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社)	大阪府大阪市西区江戸堀1-2-1 (東京都中央区晴海1-8-11)	9,040	1.70
ステートストリート・バシク・アンド・トラスト・カンパニー 505103 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行 兜町証券決済業務室)	P. O. Box 351 Boston, Massachusetts 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6-7)	8,216	1.55
計	—	197,340	37.12

(注) 以下の会社から大量保有報告書により当社の株式を相当数保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の報告義務発生日はテンプルトン・アセット・マネジメント・リミテッド(共同保有)：平成18年3月31日、JPモルガン信託銀行株式会社(共同保有)：平成18年3月31日、バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社(共同保有)：平成17年11月14日となっております。

大量保有報告書提出会社	住所	保有株券等の数(千株)	株券等の保有割合(%)
テンプルトン・アセット・マネジメント・リミテッド (共同保有)	7 Temasek Boulevard, #38-1 Suntec Tower One, Singapore 038987	49,875	9.4
J P モルガン信託銀行株式会社(共同保有)	東京都千代田区丸の内2-7-3	41,399	7.8
パークレイズ・グローバル・インベスタートーズ 信託銀行株式会社(共同保有)	東京都渋谷区広尾1-1-39	29,802	5.6

#### (6) 【議決権の状況】

##### ① 【発行済株式】

平成18年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 825,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 6,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 527,423,000	1,054,846	—
単元未満株式	普通株式 3,409,837	—	1単元(500株)未満の株式
発行済株式総数	531,664,337	—	—
総株主の議決権	—	1,054,846	—

(注) 1 証券保管振替機構名義の株式が、「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に41,000株(議決権82個)、「単元未満株式」欄の普通株式に57株含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己保有株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。

自己保有株式	124株
相互保有株式	シナノカメラ工業㈱ 210株

##### ② 【自己株式等】

平成18年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) コニカミノルタホール ディングス(㈱) (相互保有株式) シナノカメラ工業(㈱)	東京都千代田区丸の内 1-6-1 長野県松本市寿北 3-7-24	825,000 6,500	— —	825,000 6,500	0.16 0.0
計	—	831,500	—	831,500	0.16

(注) このほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が500株あります。

なお、当該株式数は①「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の中に含まれております。

## (7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役に対し、株式報酬型ストックオプションとして特に有利な条件をもって新株予約権を発行することが平成17年6月24日開催の当社定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成17年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役 計26名 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上 (注) 2
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、本新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていないものについて、次の算式により、その目的となる株式の数を調整するものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割または併合の比率

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うことができるものとする。

当事業年度末において退任した付与対象者2名に割り当てられた新株予約権の内、6個(3,000株)は返還されております。

2 本新株予約権の行使の目的となる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)は1円とする。

新株予約権発行日後に、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生ずる1円未満の端数は、これを切り上げる。

調整後行使価額=調整前行使価額×1／分割または併合の比率

当社が、他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲において行使価額の調整を行うことができるものとする。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### (1) 【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

#### ① 【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

#### ② 【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況】

該当事項はありません。

### (2) 【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】

#### ① 【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当事項はありません。

#### ② 【当定時株主総会における自己株式取得に係る決議状況等】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

平成18年度につきましては、フォトイメージング事業の終了に向けて業績への影響が一部残るもの、当期純利益の黒字回復が見込まれます。しかしながら、財務基盤の強化や内部留保の確保など総合的に勘案する必要もあり、今後の業績達成の進展状況を見極めながら、配当復活の時期並びに配当の額について検討してまいりたいと存じます。

## 4 【株価の推移】

### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第98期	第99期	第100期	第101期	第102期
決算年月	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月
最高(円)	965	993	1,708	1,644	1,521
最低(円)	560	663	932	1,055	905

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成17年10月	11月	12月	平成18年1月	2月	3月
最高(円)	1,069	1,151	1,256	1,410	1,477	1,521
最低(円)	933	905	1,056	1,205	1,311	1,355

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 5 【役員の状況】

### (1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
取締役	取締役会議長	岩居文雄	昭和14年5月29日生	昭和38年4月 平成3年4月 同 4年6月 同 8年6月 同 11年6月 同 12年6月 同 13年4月 同 15年6月 同 18年4月	当社入社 情報機器事業本部機器販売事業部長 取締役 常務取締役 専務取締役 代表取締役専務取締役 代表取締役社長 取締役兼代表執行役社長 取締役兼取締役会議長(現)	55
取締役	—	太田義勝	昭和16年12月28日生	昭和39年4月 同 62年4月 平成3年6月 同 7年6月 同 11年6月 同 13年4月 同 15年8月 同 18年4月	ミノルタカメラ㈱入社 同社複写機事業部複写機営業部長 同社取締役 ミノルタ㈱常務取締役 同社代表取締役社長 同社代表取締役会長兼執行役員 当社取締役兼代表執行役副社長 取締役兼代表執行役社長(現)	39
取締役	—	井上礼之	昭和10年3月17日生	昭和32年3月 同 54年2月 同 60年2月 平成元年6月 同 6年6月 同 7年5月 同 8年6月 同 14年6月 同 15年6月	ダイキン工業株式会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社代表取締役社長 同社代表取締役会長兼社長 同社代表取締役社長 同社代表取締役会長兼CEO 現在に至る 当社取締役(現)	—
取締役	—	中山悠	昭和12年12月8日生	昭和35年4月 同 60年6月 同 62年6月 平成元年6月 同 15年4月 同 16年6月	明治乳業株式会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社取締役社長 同社取締役会長 現在に至る 当社取締役(現)	1
取締役	—	並木忠男	昭和10年10月30日生	昭和34年4月 平成元年3月 同 5年3月 同 6年3月 同 8年6月 同 10年6月 同 11年3月 同 12年11月 同 18年6月	旭硝子株式会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社代表取締役副社長 同社退任 日本ドライケミカル株式会社代表 取締役会長 同社退任 並木事務所代表 現在に至る 当社取締役(現)	—
取締役	—	蛇川忠暉	昭和13年6月29日生	昭和36年4月 同 63年9月 平成6年9月 同 8年6月 同 11年6月 同 13年6月 同 16年6月 同 18年6月	トヨタ自動車工業株式会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社代表取締役副社長 日野自動車株式会社代表取締役社長 同社代表取締役会長 現在に至る 当社取締役(現)	—
取締役	—	本藤正則	昭和21年9月18日生	昭和44年4月 平成6年7月 同 11年6月 同 13年4月 同 15年8月 同 18年4月	ミノルタカメラ㈱入社 ミノルタ㈱財務部長 同社取締役 同社取締役兼執行役員 当社取締役兼常務執行役 取締役(現)	15

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
取締役	一	染谷 義彦	昭和22年6月26日生	昭和46年4月 平成10年2月 同 13年4月 同 13年5月 同 14年6月 同 15年6月 同 16年6月 同 18年6月	株式会社三菱銀行入行 ユニオン・バンク・オブ・カリフ オルニア取締役副会長 株式会社東京三菱銀行退職 当社入社 取締役兼執行役員経理部担当 執行役 常務執行役 取締役(現)	12
取締役	一	石河 宏	昭和22年7月4日生	昭和46年7月 平成6年7月 同 13年4月 同 15年8月 同 16年6月	ミノルタカメラ㈱入社 ミノルタ㈱知的財産部長 同社執行役員 当社執行役 取締役兼常務執行役(現)	9
取締役	一	山名 昌衛	昭和29年11月8日生	昭和52年4月 平成14年7月 同 15年8月 同 15年10月 同 18年6月	ミノルタカメラ㈱入社 同社執行役員経営企画部長 当社常務執行役 コニカミノルタビジネステクノロジーズ㈱常務取締役 当社取締役兼常務執行役(現)	4
取締役	一	木谷 彰男	昭和23年8月1日生	昭和47年4月 平成13年6月 同 15年10月 同 16年6月 同 17年4月 同 18年4月 同 18年6月	ミノルタカメラ㈱入社 ミノルタ㈱執行役員 Minolta Europe GmbH社長 コニカミノルタビジネステクノロジーズ㈱取締役 Konica Minolta Business Solutions Europe GmbH社長 当社執行役 コニカミノルタビジネステクノロジーズ㈱常務取締役 当社常務執行役 コニカミノルタビジネステクノロジーズ㈱代表取締役社長(現) 当社取締役兼常務執行役(現)	3
取締役	一	松本 泰男	昭和23年8月20日生	昭和56年7月 平成12年7月 同 15年10月 同 16年6月 同 18年4月 同 18年6月	当社入社 Konica Business Technologies U.S.A. Inc. 社長 コニカミノルタビジネステクノロジーズ㈱取締役 Konica Minolta Business Solutions U.S.A. Inc. 社長 当社執行役 常務執行役 取締役兼常務執行役(現)	10
取締役	一	松崎 正年	昭和25年7月21日生	昭和51年4月 平成10年5月 同 15年10月 同 17年4月 同 18年4月 同 18年6月	当社入社 情報機器事業本部システム開発統括部第一開発センター長 コニカミノルタビジネステクノロジーズ㈱取締役 当社執行役 コニカミノルタテクノロジーセンター㈱代表取締役社長(現) 当社常務執行役 取締役兼常務執行役(現)	8
計						159

(注)1. 井上礼之、中山悠、並木忠男、蛇川忠暉の4氏は、会社法第2条第15号に定める「社外取締役」であります。

2. 当社は委員会設置会社であります。各委員会については、下表のとおりであります。 (◎: 委員長)

監査委員会	指名委員会	報酬委員会
◎中山 悠 並木 忠男 蛇川 忠暉 本藤 正則 染谷 義彦	◎井上 礼之 中山 悠 蛇川 忠暉 岩居 文雄 本藤 正則	◎並木 忠男 井上 礼之 蛇川 忠暉 本藤 正則 染谷 義彦

## (2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
代表執行役 社長		太田 義 勝	昭和16年12月28日生	(1)取締役の状況参照		同左
常務執行役	経営戦略室担当 兼 リスクマネジメント委員会委員長	山名 昌衛	昭和29年11月8日生	(1)取締役の状況参照		同左
常務執行役	法務部・総務部・ コンプライアンス 担当	石河 宏	昭和22年7月4日生	(1)取締役の状況参照		同左
常務執行役	コニカミノルタ ビジネステクノロ ジーズ㈱ 代表取締役社長	木谷 彰男	昭和23年8月1日生	(1)取締役の状況参照		同左
常務執行役	技術戦略担当 兼 コニカミノルタ テクノロジー センター㈱ 代表取締役社長	松崎 正年	昭和25年7月21日生	(1)取締役の状況参照		同左
常務執行役	経理部・財務部 ・IT企画管理部 担当	松本 泰男	昭和23年8月20日生	(1)取締役の状況参照		同左
常務執行役	コニカミノルタ オプト㈱ 代表取締役社長	松丸 隆	昭和27年3月8日生	昭和51年4月 平成14年10月 同 15年4月 同 15年6月 同 15年10月 同 16年6月	当社入社 執行役員オプト&EMテクノロジ ーカンパニープレジデント コニカオプト㈱代表取締役社長 当社執行役 コニカミノルタオプト㈱ 代表取締役社長(現) 当社常務執行役(現)	4
常務執行役	コニカミノルタ フォトイメージング㈱ 代表取締役社長	宮地 剛	昭和23年1月3日生	昭和45年4月 平成8年5月 同 13年3月 同 13年4月 同 14年6月 同 15年6月 同 16年6月	株式会社三和銀行入行 同行デュッセルドルフ支店長 同行退職 当社入社 取締役兼執行役員経営戦略室長 執行役 当社常務執行役(現) コニカミノルタフォトイメージング㈱ 代表取締役社長(現)	9
常務執行役	人事部・ 広報宣伝部担当	堀 利文	昭和22年1月7日生	昭和46年4月 平成14年6月 同 15年6月 同 17年4月	当社入社 執行役員人事部長 執行役 常務執行役(現)	4
常務執行役	コニカミノルタ ビジネスエキス パート㈱ 代表取締役社長 兼 当社関西支社長	大浦 三治	昭和25年2月6日生	昭和47年4月 平成13年4月 同 15年8月 同 16年6月 同 18年4月	ミノルタカメラ㈱入社 同社執行役員人事本部長 当社執行役 コニカミノルタビジネスエキスパート㈱ 代表取締役社長(現) 当社常務執行役兼関西支社長(現)	5
常務執行役	コニカミノルタ エムジー㈱ 代表取締役社長	谷田 清文	昭和26年3月17日生	昭和48年4月 平成14年6月 同 17年4月 同 18年4月	当社入社 経理部長 執行役 コニカミノルタエムジー㈱ 代表取締役社長(現) 当社常務執行役(現)	2
執行役	環境安全・品質 管理部担当	小野寺 薫	昭和21年7月24日生	昭和49年4月 平成14年6月 同 15年4月 同 15年6月 同 15年10月 同 17年4月	当社入社 執行役員技術センター長 コニカテクノロジーセンター㈱ 代表取締役社長 当社執行役(現) コニカミノルタテクノロジーセンター㈱ 代表取締役社長 環境安全・品質管理部長(現)	10

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
執行役	コニカミノルタ ビジネステクノロ ジーズ㈱ 取締役	齋 藤 知 久	昭和24年1月18日生	昭和53年11月 平成12年6月 同 15年4月 同 15年6月 同 15年10月 同 16年6月 同 17年4月 同 18年6月	当社入社 執行役員コンシューマーイメージ ングカンパニーC I 販売事業部ア ジア・日本販売統括部長兼コニカ マーケティング㈱代表取締役社長 コニカフォトイメージング㈱ 取締役 当社執行役(現) コニカミノルタフォトイメージング㈱ 取締役 同社常務取締役 コニカミノルタフォトイメージング㈱ 取締役 Konica Minolta Photo Imaging U.S.A., Inc. 社長 コニカミノルタビジネステクノロ ジーズ㈱取締役(現)	3
執行役	コニカミノルタ センシング(㈱) 代表取締役社長	古 川 博	昭和23年2月21日生	昭和45年4月 平成13年4月 同 15年8月 同 15年10月	ミノルタカメラ㈱入社 同社執行役員計測機器事業部長 当社執行役(現) コニカミノルタセンシング㈱ 代表取締役社長(現)	5
執行役	コニカミノルタ ビジネステクノロ ジーズ㈱ 取締役	岡 村 秀 樹	昭和25年6月16日生	昭和48年4月 平成3年10月 同 13年6月 同 15年10月 同 16年4月 同 17年4月	ミノルタカメラ社長 Minolta France S.A. 社長 ミノルタ㈱執行役員 Minolta Corporation社長 コニカミノルタカメラ㈱取締役 コニカミノルタフォトイメージング㈱ 取締役 Konica Minolta Photo Imaging U.S.A., Inc. 社長 当社執行役(現) コニカミノルタビジネステクノロ ジーズ㈱取締役(現) Konica Minolta Business Solutions Europe GmbH社長(現)	4
執行役	コニカミノルタ ビジネステクノロ ジーズ㈱ 常務取締役	児 玉 篤	昭和24年9月19日生	昭和48年4月 平成8年6月 同 17年4月 同 18年4月	当社入社 Konica Bureautique S.A. 社長 当社執行役(現) コニカミノルタビジネステクノロ ジーズ㈱取締役 コニカミノルタビジネステクノロ ジーズ㈱常務取締役(現)	3
執行役	コニカミノルタ ビジネステクノロ ジーズ㈱ 常務取締役	杉 山 高 司	昭和25年11月21日生	昭和49年4月 平成13年10月 同 15年10月 同 17年4月	ミノルタカメラ㈱入社 同社第1開発センター長 コニカミノルタビジネステクノロ ジーズ㈱取締役 当社執行役(現) コニカミノルタビジネステクノロ ジーズ㈱常務取締役(現)	1
執行役	コニカミノルタ ビジネステクノロ ジーズ㈱ 取締役	川 上 巧	昭和23年7月19日生	昭和46年4月 平成3年4月 同 7年7月 同 10年7月 同 14年4月 同 15年10月 同 18年4月	当社入社 Konica Australia PTY. Ltd. 社長 当社機器販売事業部営業部長 Konica Business Machines Deutschland GmbH社長 コニカビジネスマシン㈱代表取締 役社長 コニカミノルタビジネステクノロ ジーズ㈱取締役(現) コニカミノルタビジネスソリュー ションズ(㈱)代表取締役社長(現) 当社執行役(現)	4

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (千株)
執行役	コニカミノルタ オプト㈱ 常務取締役	得 丸 祥	昭和23年12月3日生	昭和49年4月 平成6年7月 同 12年1月 同 13年4月 同 14年4月 同 15年10月 同 16年4月 同 18年4月	ミノルタカメラ㈱入社 同社光システム技術部長 同社光システム事業部長 同社執行役員 光システム事業本部長 同社執行役員 光学機器カンパニー光システム機器事業部長 コニカミノルタオプト㈱取締役 同社取締役 新規事業推進室長 当社執行役 (現) コニカミノルタオプト㈱常務取締役(現)	4
執行役	秘書室長 兼 取締役会室長	安 富 久 雄	昭和23年4月21日生	昭和46年4月 平成12年6月 同 14年6月 同 16年11月 同 18年4月	当社入社 経営戦略室経営監査室長 秘書室長 (現) 取締役会室長 (現) 当社執行役(現)	22
計						160

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスの強化を重要な経営課題ととらえ、これまでに数々の経営機構の改革に取り組んでまいりました。また、「コニカ、ミノルタの経営統合」後も、経営の監督と執行の分離を「委員会設置会社」運営の中で進め、更なる経営の透明性・効率性に努力してまいりました。取締役会はじめ3つの委員会（監査委員会・指名委員会・報酬委員会）の運営にあたってもこの考え方のもと、更に機能強化に取り組み、課題検討とともに諸施策を実行してまいりました。

#### 1) 「持株会社制」の導入

当社は平成15年4月にこれまで営んできた全事業を分社し、「持株会社制」へ移行いたしました。これは、グループ経営の意思決定と各事業の業務執行を明確に分離し、各事業会社の事業責任と同時に権限を大幅に委譲することによって、グループ全体の競争力を強化することを狙いとしたものです。

同年8月のミノルタ株式会社との経営統合、そして10月の事業再編を経て、純粹持株会社である当社のもと、6つの事業会社と2つの共通機能会社を置く体制としました。持株会社である当社は、グループ経営計画並びに経営戦略の策定、戦略的提携の実施、新規事業の育成、事業ポートフォリオ経営の推進などを行います。また、人材・財務・技術などグループ経営資源の最適配分や、コンプライアンス、ブランドマネジメント、環境・品質、IT、業績評価などを通じてグループ経営を推進するとともに、コーポレート・ガバナンスの強化を図ることで、グループ全体の企業価値の最大化に努めています。一方、分社した事業会社・共通機能会社は、それぞれの事業領域の中で顧客密着型の事業展開を図り、明確な事業責任とスピーディな意思決定を行うことで、市場競争力をより一層強化しております。

#### 2) 「委員会設置会社」の導入

当社はこの経営統合に機を合わせ、取締役会の中に監査委員会、指名委員会、報酬委員会を設置する「委員会設置会社」へと移行いたしました。経営の監督と執行の役割を分離して経営の透明性と公平性を高めるとともに、執行役には大幅に権限を委譲することによって意思決定のスピードを上げることを狙いとしております。

同時に、平成14年度から制度導入している社外取締役の員数を2名から4名に増員いたしました。委員会の委員長は全て社外取締役で構成されており、それら社外取締役はいずれも当社と直接利害関係はありません。更にいずれの委員会にも代表執行役が属さないという、最も先進的で、かつ透明性の高いガバナンス体制を構築いたしました。

日本では、これら「分社化・持株会社制」と「委員会設置会社」の2つの制度を同時に採用している企業はまだ少数ですが、当社にとっては企業価値を高めるために最も適した企業形態であると考えております。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システム、リスク管理体制の整備の状況

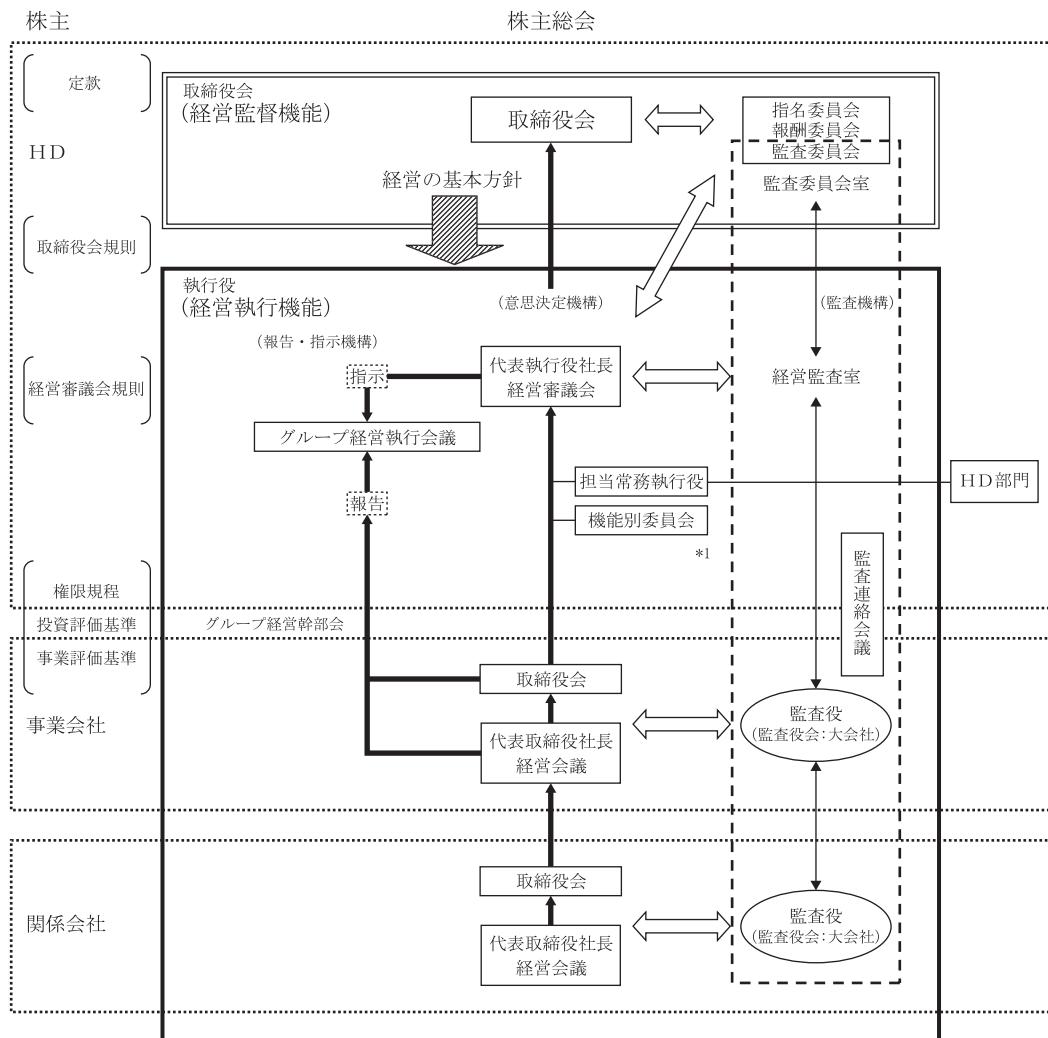
1) 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社は、会社法に定める「監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項」(会社法第416条第1項第1号ロ)、および「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」(会社法第416条第1項第1号ホ)に関して、平成18年4月27日の取締役会において決議を行いました。その概要は以下の通りです。なお、当該決議の内容は、旧商法特例法に定める「監査委員会の職務の遂行のために必要なものとして法務省令で定める事項」(旧商法特例法第21条の7第1項第2号)を包含しております。

- イ) 監査委員会の職務を補助すべき使用人として、専任の使用人を配置した「監査委員会室」を設置し、監査委員会の事務局にあたるほか監査委員会の指示に従いその職務を行う。
- ロ) 前号の使用人の執行役からの独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動、懲戒等の人事権に関わる事項は、監査委員会の事前の同意を得るものとする。
- ハ) 経営監査室、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会等の内部統制を所管する執行役は、監査委員会に定期的に、かつ報告すべき緊急の事項が発生した場合や監査委員会から要請があった場合は遅滞なく、その業務の状況を報告する。監査委員会が選定した監査委員は必要に応じて、経営審議会をはじめとする主要な会議に出席することができ、また、経営監査室、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会等の内部統制を所管する執行役に対して、調査・報告等を要請することができる。
- ニ) 各執行役は、文書管理規則の定めるところに従い、経営審議会をはじめとする主要な会議の議事録、稟議決裁書その他その職務の執行に係る情報を適切に保存し閲覧が可能なように管理するものとする。
- ホ) 当社は、当社グループの事業活動に関する諸種のリスク管理を所管するリスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント委員会規則に従い、取締役会で指名された執行役がリスク管理体制の整備にあたるものとする。
- ヘ) 当社は、コニカミノルタグループ行動憲章を定め、この理念に基づき、事業活動における法令・企業倫理・社内規則等の遵守を確保するため、コンプライアンス行動指針を制定するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス委員会規則に従い、取締役会で指名された執行役がコンプライアンス体制の整備にあたるものとする。
- ト) 当社は、事業活動全般の業務の遂行状況を合法性と合理性の観点から評価・改善するために、グループの内部監査を担当する経営監査室を置き、内部監査規則に従い、内部監査体制の整備にあたるものとする。
- チ) 当社は、「経営組織基本規則」を定め、前各号の体制を含み、各社の取締役会ならびに監査役をはじめとする当社ならびに当社グループの経営統治機構を構築する。さらに当社は、経営審議会その他の会議体および権限規程等の社内規則類を通じて、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の整備、構築に努め、さらに当社グループの事業活動の全般にわたる管理・運営の制度を必要に応じて見直すことによって業務遂行の合法性・合理性および効率性の確保に努めるものとする。

## 2) 会社の機関の基本説明

### グループガバナンス体制と経営機構



*1 【機能別委員会】
事業評価委員会
投資評価委員会
グループ技術戦略会議
ブランドマネジメント委員会
リスクマネジメント委員会
企業情報開示委員会
コンプライアンス委員会
I T情報管理委員会
輸出管理委員会
他

当社は委員会設置会社を採用しており、経営監督と経営執行の分離の理念に基づき、取締役会は日常的な業務執行は行わず、経営監督機能と重要な経営方針の決定などに徹し、適切かつ効率的な経営を行っております。なお、表中のHDとは、持株会社である当社の略称であります（以下文中同じ）。

#### イ) HD取締役会

当社グループの最高意思決定機関であり、業務執行の監督を行います。13名の取締役のうち、3分の1は当社とは直接利害関係のない社外取締役で構成されています。また、取締役会議長や社外取締役の4名を含め8名の取締役は執行役との兼務をせず、これによって経営の監督と執行の機能分担をより明確にした体制をとっております。

#### ロ) 監査委員会・指名委員会・報酬委員会

取締役会の中に監査、指名、報酬の3委員会を設置しております。それぞれ5名の取締役からなり、いずれの委員会もその過半数は社外取締役で構成されております。

#### ハ) HD経営審議会

HD代表執行役社長は取締役会より委譲された権限の範囲の中で経営執行のための意思決定を行います。HD経営審議会はそのHD代表執行役社長の意思決定をサポートする機関として、グループ経営上の重要事項の審議を行います。HDの代表執行役及び常務執行役を常任メンバーとし、原則月2回開催することとしております。

## ニ) 機能別委員会

当社グループにとって経営横断的な事項につきましては、機能別に各種委員会を設置して経営審議会への答申を行う体制を整備しております。

当社は、個々の事業ごとに常にその位置付けを最適化し、グループ全体の持続的安定的成長を図つていくため、事業ポートフォリオ経営を推進することをグループ経営の基本方針としております。これを徹底・強化するため、投資評価委員会、事業評価委員会を設置し、株主から託された資本を有効に使い、その投資に対するリターンを最大化する視点でのモニタリングを行っております。

また、当社グループの競争力を強化するため、グループ技術戦略会議、ブランドマネジメント委員会を設置し、全社視点からのグループ戦略の推進を行っております。加えて、グループ経営に対する監査・監督機能を強化するため、監査委員会には専任スタッフからなる定常組織を設置しております。また、リスクマネジメント委員会、情報開示委員会、コンプライアンス委員会を設置するとともに、内部監査部門としての経営監査室を置くなどグループ内統制システムを充実させ、監査委員会が有効かつ適切に監査業務を遂行できる体制を整えております。

## ホ) 社外取締役へのサポート体制

社外取締役への議題の事前説明は、社内の重要な会議に出席している非執行の取締役、あるいは当該議題の担当執行役が行い、詳細な社内情報に関する質問にもその場で対応できる体制を組み、取締役会における活発な議論とスムーズな運営を支えております。

また、監査委員会事務局として監査委員会室を、取締役会と指名・報酬委員会の事務局として取締役会室を設置し、それぞれのスタッフが社外取締役をサポートすることにより、取締役会および各委員会をフルに機能するよう努めております。さらに、社外取締役がグループの事業活動をありのままに把握できるよう、各地の事業所視察などの機会を積極的に設けております。

## 3) 監査委員会監査及び内部監査、会計監査の状況

### イ) 監査委員会について

当社は、委員会設置会社であるため、監査役ではなく「監査委員会」を設置しております。監査委員会は、5名の取締役によって構成され、うち3名は社外取締役であります。

監査委員会は、取締役・執行役の経営意思決定に関する適法性・妥当性の監査、内部統制システムのレビュー、会計監査人のレビューや選任・解任の有無の決定を行っております。

また、監査委員会を補佐する独立した事務局として、専任の使用人を配置した「監査委員会室」を設置しております。

### ロ) 内部監査について

当社は、HD代表執行役社長直轄の組織として、当社のみならずグループ全体の内部監査機能を担う「経営監査室」(総勢8名)を設置しております。

経営監査室は、当社の「内部監査規則」に則り、監査計画を作成した上で、財務報告の信頼性、業務の効率性・有効性、法令遵守の観点からのリスクアプローチによる監査を実施しております。国内の事業会社、共通機能会社（いずれもそれらの子会社を含める）及び当社自身の監査を行い、監査指摘事項に対してどのような改善取り組みを行っているかを確認するフォローアップ監査や、海外の主要関係会社に対する経営監査室のスタッフによる現地往査を実施しております。

### ハ) 監査委員会監査、内部監査及び会計監査の相互連携について

#### ① 監査委員会と会計監査人の連携状況

監査委員会は、会計監査人と年間数回の会合を持ち会計監査人の監査方針や監査計画について詳細な説明や、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための説明等を聞くとともに監査委員会からも重点監査項目について要望を伝えるなど積極的に意見・情報交換を行い、適正で厳格な会計監査が実施できるよう努めています。また監査法人としての審査体制や内部統制の状況についてもヒヤリングを行い確認をしております。監査委員会は、中間ならびに期末の会計監査人の監査の方法および結果に関する詳細な監査報告を受けるのみならず、期中の個別の監査についてもその都度監査実施報告書を受領し会計監査人の監査の実施状況の把握に努めています。監査委員会が把握している事実と照合することもあわせ、会計監査人監査の相当性の判断を行っております。

#### ② 監査委員会と内部監査の連携状況

当社は、委員会設置会社で監査委員会を設置しておりますが、傘下の事業会社・共通機能会社はそれらの子会社を含めて、全て監査役設置会社であり、うち大会社については常勤監査役を設置しております。監査委員会は、内部監査部門としての経営監査室に加え、事業会社・共通機能会社（それらの子会社を含む）の監査役と、各々監査主体としての独立性を維持しつつも、相互に連係・協力し、監査の効率性、実効性を高める努力を行っております。

経営監査室は、監査対象会社ごとに監査終了後、監査報告書をまとめ、執行役社長に報告すると同時に監査委員会にも報告を行っております。また、監査委員会・経営監査室・監査役は3ヶ月に一度の割合で、コニカミノルタグループ監査連絡会議を開催し、情報伝達・交換、各々の知識・経験の共有化、監査精度の向上を図っております。

なお、監査委員会は、経営監査室に対し、特別監査を指示できることを規定しております。

## ニ) 業務を執行した公認会計士

当社は、当社グループの商法監査と証券取引法監査について、中央青山監査法人と監査契約を締結しております。当事業年度において、業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成については、下記のとおりであります。

### (業務を執行した公認会計士)

指定社員 業務執行社員 鈴木 一夫

指定社員 業務執行社員 大田原 吉隆

指定社員 業務執行社員 大黒 英史

なお、鈴木一夫氏については、当社の財務書類について連続して監査関連業務（公認会計士法第24条の3に規定する監査関連業務）を行っている期間が12会計期間となっております。

### (監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士22名、その他13名の計35名となっております。

## 4) コンプライアンス

当社グループではコンプライアンスの対象を法令のみに限定せず、企業活動を行うにあたって、適用ある法令をはじめ、企業倫理（役員や従業員が企業活動において遵守すべき社会から要請される道徳規範・社会規範）、社内規則類（策定した自らの行動を律する規則類）を遵守することと捉え、これら全てに取り組んでおります。具体的には、グループの行動憲章・行動指針を制定し、これを遵守することで企業価値の向上を図り、株主を始めとしたステークホルダーの方々の信頼を得られるよう努めております。加えて、HD取締役会決議により、コンプライアンス担当執行役の任命・推進支援部署の選定・コンプライアンス委員会の設置を行っており、役員が率先してコンプライアンスを推進する体制を築いております。また、グループ全体のコンプライアンスの相談窓口としてのヘルplineも設置しております。

## (3) 社外取締役と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係について

当社は社外取締役を4名選任しておりますが、選任につきましては、出身分野における実績と識見を有すること、当社と重要な取引関係がなく独立性が強いこと、並びに取締役会及び委員会の職務につき十分な時間が確保できることを重視しており、該当する事項はありません。

## (4) 当事業年度における取締役会及び委員会の活動状況

原則として月1回行われる取締役会は、委員会設置会社に関する法律に規定された範囲でその権限を代表執行役社長に委任し、取締役会が決定すべき事項として「経営の基本方針」にあたる中期経営計画の策定に重点的に取り組むと共に経営執行状況の監督に注力しております。特に中期経営計画「FORWARD 08」の策定にあたり、主要な事業戦略、技術戦略をはじめ、重要な経営課題を議題として数回の審議を経て平成18年5月に決定いたしました。

当事業年度における社外取締役の取締役会・委員会への出席率は平均90%を超え、代表執行役と社外取締役の意見交換の場を持つなどそれぞれの活動の充実を図っております。特に当事業年度においては、フォトイメージング事業の終了の決定にあたり、取締役会において十分な審議を行いましたが、その過程では社外取締役からも多数の意見が出ました。

監査委員会（当事業年度14回開催）は原則として毎月開催し、取締役・執行役の経営意思決定に関する適法性・妥当性の監査、内部統制システムのレビューと必要な場合は正勧告、会計監査人監査のレビューを厳格に行いました。平成18年5月には、当社グループの会計監査人である中央青山監査法人の任期満了に伴い、新たな会計監査人としてあざさ監査法人を選任するよう株主総会に付議することを決定いたしました。

指名委員会（当事業年度6回開催）においては、社外取締役の選任にあたって独立性を必須とする取締役選定基準に基づき、次期取締役候補者の選定を行うとともに、執行役の選定にあたっては取締役会決議を前に、選定のプロセス・選定の理由等について報告を受け、チェックを行いました。

報酬委員会（当事業年度7回開催）においては、役員の個別の報酬の決定に先立ち、報酬体系の確認と改善に努力しております。当事業年度におきましては、下記の取締役及び執行役が受ける報酬額等の決定に関する方針を定め、退任時報酬を廃止し、長期インセンティブの要素を兼ね備える株式報酬型ストックオプションの導入を行いました。

これらの活動が、より透明性の高いガバナンス体制となって企業価値向上に繋がるよう経営努力を続けてまいります。

(5) 役員報酬の内容

1) 取締役及び執行役が受ける報酬額等の決定に関する方針

当社の役員報酬体系は、経営方針に従い株主の皆様の期待に応えるべく役員の継続的かつ中長期的な業績向上へのモチベーションを高め、かつ同業他社と比較してもより有為な人材を確保・維持できる水準を目標とし当社企業グループ総体の価値の増大に資することを目的とします。

報酬委員会は、この趣旨に沿い、取締役及び執行役が受ける個人別の報酬決定に関する方針を以下の通り決定し、この方針に従い取締役及び執行役が受ける個人別の報酬等の額等を決定するものであります。

イ) 報酬体系

取締役については、経営の監督の立場から短期的な業績反映部分を排し、「固定報酬」と中長期的業績が反映できる「株式報酬型ストックオプション」で構成する。なお、社外取締役については「固定報酬」のみとする。

執行役については、「固定報酬」の他、短期のグループ業績及び担当する事業業績をも反映する「業績連動報酬」と、中長期的業績が反映できる「株式報酬型ストックオプション」で構成する。

ロ) 「固定報酬」は、常に外部の客観的データ、評価データ等を活用しながら、役位別に妥当な水準を設定する。

ハ) 「業績連動報酬」は、短期（年度）業績目標の達成度に応じ支給額を設定する。目標は当面、利益に重点を置く。

ニ) 「株式報酬型ストックオプション」は、株主視点に立った株価連動報酬として、社内取締役及び執行役を対象に新株予約権を付与するものである。権利付与数はグループ業績、担当する事業業績の目標達成度を加味して対象者毎に報酬委員会が決定する。個別的新株予約権の発行は、当社取締役会または取締役会の決議による委任を受けた執行役が決定する。

ホ) 執行役に対する「固定報酬」「業績連動報酬」「株式報酬型ストックオプション」は各報酬の最大支給時点で凡そ60：20：20を目安とする。

なお、経営環境の変化に対応して報酬水準、報酬構成等について適時・適切に見直しを行っていく。

平成17年6月に廃止された従来の退任時報酬は、報酬委員会において当社における一定の基準による相当額の範囲内で個人別金額を決定いたしましたが、当該廃止時点以前より在任している各役員の退任時に支給する予定であります。

2) 取締役及び執行役に支払った報酬等の額等

区分		支 給 額 (百万円)				株式報酬型ストックオプション	
		固定報酬		業績連動報酬		新株予約権の割当人員	新株予約権の割当個数
		支給人員	支給額	支給人員	支給額		
取締役	社 外	38	4名	36	4名	2	—
	社 内	126	3名	119	3名	6	3名 60個
	計	164	7名	155	7名	9	3名 60個
執行役	役 付	409	13名	378	12名	31	12名 209個
	その他の	231	12名	222	8名	9	11名 120個
	計	641	25名	601	20名	40	23名 329個

(注) 1. 上記固定報酬支給人員のうち、執行役2名（役付1名、その他1名）は当期中に退任したものであり、期末日（平成18年3月31日）現在の執行役は23名（役付12名、その他11名）であります。

2. 社内取締役は、上記の3名のほかに5名（いずれも役付執行役兼務）おりますが、その者は取締役としての報酬は得ておりません。
3. 業績連動報酬の支給人員及び支給額は、業績評価期間における役員区分および地位に基づいて記載しております。なお、取締役への業績連動報酬は、平成17年6月定時株主総会日をもって報酬方針の改定により廃止されておりますが、同日までの在任期間対応分であります。
4. 株式報酬型ストックオプションは、取締役（社外取締役を除く）および執行役に対して無償で発行した新株予約権であります。同新株予約権の1個あたりの目的となる株式の数は500株、行使に際して払込みをなすべき金額は1株あたり1円であります。
5. 株式報酬型ストックオプションの内、期末日（平成18年3月31日）に執行役（役付）を退任した2名に割り当てられた新株予約権の内、6個は返還されております。

上記のほか、報酬委員会決議に基づく退任時報酬の支払いがあります。

・執行役退任時報酬（2名） 53百万円

(6) 監査報酬の内容

当社及び連結子会社が会計監査人である中央青山監査法人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりであります。

	支払額(百万円)
①当社及び連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	133
②上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価として当社及び連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	133
③上記②の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額	40

(注) ③については、商法特例法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と証券取引法上の監査に対する報酬等の額については明確に区分していないため、合計額を記載しております。